解散公告

当社は、平成三十年一月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月八日

大分県大分市長浜町二丁目四番六号
アウトサイドボックス株式会社
代表清算人　清水　紀彰

解散公告

当社は、平成三十年二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月八日

沖縄県浦添市牧港五丁目六番三号
株式会社牧港管理
代表清算人　本田　雅則

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成三十年一月十八日福島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月八日

福島県いわき市小川町高萩字下川原一五
清算法人小川町土地改良区
代表清算人　草野　弘嗣

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年十二月二十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月八日

岐阜県各務原市那加不動丘二丁目二九番地
宗教法人佛光寺
清算人　村上　太胤

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年九月二十五日開催の社員総会の決議により、平成二十九年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月八日

神奈川県三浦市三崎町諸磯一四番地
医療法人金丸皮膚泌尿器科医院
清算人　金丸　三包

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月八日

神奈川県川崎市多摩区登戸三〇二四　リバティーハイツ一階　医療法人社団桜実会
清算人　大屋　喜章

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月八日

富山市総曲輪二丁目八番二九号
真宗大谷派富山別院維持財団
代表清算人　辻森　正顯

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年十二月十七日開催の臨時総会で決議し平成三十年一月十九日長野県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月八日

長野県伊那市高遠町長藤六四九四番地
四日市場生産森林組合
清算人　北原　寿

解散公告（第三回）

当組合は、平成三十年一月十一日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年二月八日

岡山県井原市美星町三山一〇五五番地
上高末生産森林組合
清算人　長谷川　清

配当公告

愛知県江南市古知野町小金一二三番地
破産者　開進堂株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所一宮支部平成二十九年（フ）第二八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金二五一、二九九、一六〇円
（内優先的破産債権額
金一、五四四、一四九円）

一、配当をすることのできる金額
金一二、二六九、一七八円
（内優先的破産債権額
金一、五四四、一四九円）

平成三十年二月八日

名古屋市中区丸の内二丁目一七番三号　丸の内T・Sビル八階　井上法律事務所
破産管財人　井上　裕介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県名取市相互台四丁目二八番地一〇、最後の住所宮城県名取市相互台四丁目二八番地の一〇　被相続人　亡　安達　隼人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月八日

仙台市青葉区中央四丁目四番四号勅使河原ビル二階勅使河原協同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県天童市大字大清水五五八番地三、最後の住所山形県天童市大字大清水五五八番地の三　被相続人　亡　中野　英雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月八日

山形市陣場三丁目九番二六号ｃｏｒｅかないＡ二〇一号　事務所山形市鈴川町三丁目四番二一号タケシンビルＴ―五
相続財産管理人　司法書士　遠藤　和法

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県栃木市宮町五一七番地一、最後の住所栃木県栃木市吹上町一六四一番地一　被相続人　亡　板倉　安秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月八日

栃木県宇都宮市小幡二丁目二番一一号有貴ビル二階
相続財産管理人　弁護士　蓬田　勝美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区仲町一三番地、最後の住所埼玉県戸田市美女木六丁目一七番地の三　被相続人　亡　野島　浩幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年二月八日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七―一二―四　ニチモビル浦和四階　大倉浩法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大倉　浩

第38期決算公告

平成30年2月8日
岩手県盛岡市大通三丁目3番18号
株式会社ホテル東日本
代表取締役社長　阿部　孝二

貸借対照表の要旨
（平成29年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	564,318
	固定資産	1,884,755
	合計	2,449,073
負債及び純資産の部	流動負債	1,455,650
	固定負債	221,187
	株主資本	772,235
	資本金	83,579
	利益剰余金	688,656
	その他利益剰余金	688,656
	（うち当期純損失）	(191,580)
	合計	2,449,073